

【参考1】前回研究会(令和6年9月11日開催)資料 抜粋(一部加工)

3 (2) 特別市の法制化に向けた検討の論点整理 (協議) ②



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

論点整理(案)

A) 特別市の位置付け

現行憲法下での制度化についてどう考えるか。
普通地方公共団体か、特別地方公共団体か。

B) 住民投票

制度化をどう考えるか。

C) 移行手続き

発意は、どこがどのように行うか。自治体か、国か。
国の意思決定は、どこがどのように行うか。国会か、内閣か、総務大臣か。

D) 対象及び指定要件

対象や指定要件をどのように考えるか。

E) 法律の枠組み

地方自治法の改正に加え、移行手続き等に関する法律が別途必要か。

【参考2】論点 A、B に関する参考情報

A) 特別市の位置付け

制度	地方公共団体の位置付け	根拠法等
旧・特別市	特別地方公共団体	旧・地方自治法
指定都市	普通地方公共団体(大都市特例)	地方自治法(大都市特例)
特別区	特別地方公共団体	地方自治法
特別市(指定都市市長会案)	特別地方公共団体	旧・地方自治法を参考

< 地方公共団体の種類 >

普通地方公共団体 ※その組織、事務、権能等が一般的、普遍的なもの。	都道府県	
	市町村	指定都市
		中核市
		施行時特例市
		その他の市町村
特別地方公共団体	特別区	※大都市の一体性及び統一性の確保の観点から導入されている制度
	地方公共団体の組合、財産区	※特定の目的のために設置されるもの

出典：総務省ホームページを基に作成

< 関連条文 ※一部抜粋 >

■日本国憲法

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

■地方自治法

第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

② 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

③ 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

B) 住民投票

制度	住民投票(制度化の要否、ある場合の対象範囲)	根拠法等
旧・特別市	法律(地方自治特別法)で定めるため必要。関係都道府県の選挙人の投票 (過半数の賛成、指定を廃止する場合も住民投票が必要)	憲法、 旧・地方自治法
指定都市	不要	地方自治法
特別区	手続法において規定。当該市における選挙人の投票(過半数の賛成)	大都市地域特別区設置法
都道府県の廃置分合 又は境界変更	関係都道府県の申請によらず、法律(地方自治特別法)で定める場合は、関係都道府県の選挙人の投票が必要	憲法、 地方自治法
特別市 (指定都市市長会案)	市議会及び道府県議会の議決を経ること、及び市民目線では市の区域は変わらず、新たな住民負担も発生しないことから、住民投票は制度化しない(地域の実情に応じ任意で実施)。	—